

水道料金の特別減免について

中能登町では物価高騰対策の取り組みとして、水道を使用している町民及び事業者の皆さまの経済的な負担軽減を目的とし、水道料金の基本料金（メーター使用料を含む）を以下のとおり、減免いたします。

◆減免の対象者

全ての使用者（個人、事業者全ての方が対象）

◆減免の対象期間

令和7年8月請求分（7月使用分）～同年10月請求分（9月使用分）までの3か月間、水道料金の基本料金（メーター使用料を含む）を減免いたします。

◆注意事項

- ①水道料金の超過料金（10 m³を超えた場合に水量に応じ発生する料金）は請求いたします。
- ②下水道使用料は減免の対象外となりますので、通常どおりの請求となります。
- ③特別減免の手続きは不要です。

《参考》

◎水道料金の計算方法

水道料金は基本料金、超過料金および水道メーター使用料金の合計額となります。

○水道料金表

（1か月につき：税込）

種別	区分	基本料金		超過料金 （1 m ³ につき）
		水量	金額	
一般用		10 m ³ まで	1,760 円	176 円

○水道メーター使用料金表

（1か月につき：税込）

口径	20mm 以下	25mm 以下	40mm 以下	50mm 以下	75mm 以下	100mm 以下
金額	110 円	220 円	330 円	1,320 円	1,650 円	2,200 円

【事務担当】

中能登町役場 生活環境課

上下水道係

TEL:0767-72-3925（直通）